

分野別情報**第1回化学物質・汚染物質専門調査会清涼飲料水部会議事概要**

平成19年10月22日(月) 14:00~17:00

議事概要:

(1)清涼飲料水に係る化学物質の食品健康影響評価について

1)亜塩素酸

・審議の結果、亜塩素酸イオンとして29 μ g/kg体重/日を耐容一日摂取量(TDI)とし、評価書(案)を幹事会へ報告することとされた。

2)二酸化塩素

・審議の結果、亜塩素酸イオンとして29 μ g/kg体重/日をTDIとし、評価書(案)を幹事会へ報告することとされた。3)メチル- α -ブチルエーテル・審議の結果、143 μ g/kg体重/日をTDIとし、評価書(案)を幹事会へ報告することとされた。

4)ホルムアルデヒド

・審議の結果、15 μ g/kg体重/日をTDIとし、評価書(案)を幹事会へ報告することとされた。

5)銅

・審議の結果、9mg/ヒト/日を許容上限摂取量(UL)とし、評価書(案)を幹事会へ報告することとされた。

6)ジクロロメタン、トリクロロエチレン、1, 2-ジクロロエタン、テトラクロロエチレン

・審議の結果、継続審議とされた。

<参考>

1)二酸化塩素の原料又は分解生成物です。二酸化塩素の使用に伴って処理水中に残留するおそれがあります。

2)水の消毒や臭味の制御に使われています。二酸化塩素の水中での分解により、亜塩素酸イオンが生成することが知られています。

3)ガソリン添加剤に使われており、地下水への溶出の可能性が指摘されています。

4)浄水過程で水中の有機物質と塩素などの消毒剤が反応して生成されます。水中に入った場合は、主に微生物によって分解されると考えられます。

5)生体にとって必須元素です。給水装置などからの溶出に由来して検出されることがあります。

6)化学合成原料、溶剤、金属の脱脂剤、塗料、ドライクリーニングなどに使用され、地下水汚染物質として知られています。

〒100-8989 東京都千代田区永田町2-13-10 ブルデンシャルタワー6階 TEL 03-5251-9229 FAX 03-3591-2237

Copyright © 2006 Food Safety Commission. All Right Reserved.

[プライバシーポリシー](#)